

戦略的知的財産権取得対策

平成14年 9月 9日
宅間委員

1. 制度的検討項目

1. 1 医療技術の特許権

再生医療については認められる方向（来年の通常国会に特許法改正案を提出）になったが、医療全般について認めるか否かは社会的にまだ議論されている段階。しかし医療技術の特許化により新しい医療の開発を活発にすることが出来れば、大きな意味がある。既に認めている米国との格差の原因となる可能性あり。将来は認める方向と考える。

1. 2 特許裁判時の費用の軽減

日本では損害賠償の請求金額に応じて裁判申請時納入金及び弁護士着手金が定められ、請求金額の増加に伴いこれらの費用も増額されるため、資金余裕の少ない特許権者の制約となる。累進方式を廃止して株主代表訴訟のような低額の一律料金制にする。

1. 3 特許権ルールの国際整合

現状難しい問題であるが、米国・EU・日本で根気良く話し合っていくべき。問題として次のようなものがある。

1. 3. 1 先発明主義と先出願主義の国際統一

先発明主義の米国が知的所有権獲得に有利。

1. 3. 2 仮出願制度

米国では発表論文を添付して出願し、詳細は後から提出することが認められている。出願時期で有利。

1. 3. 3 一部継続出願制度の導入

米国のように、先に出願した発明に新しい事項を自由に附加できる一部継続出願制度の導入が望まれる。日本の国内優先権制度は期間や内容に自由度が低く、使い勝手が良くない。

2．戦略的ターゲット分野（医療機器分野として）

2．1 再生医療

2．1．1 医療技術特許

治療方法などの医療技術に特許権を認める問題はまず再生医療について実施される方向になった。従来日本では認められていなかったために出遅れており、また再生医療は急速な進歩が予想される分野であるので、特にここに力を入れる必要がある。

2．1．1 細胞成長因子・分化因子特許

細胞培養および細胞の分化誘導に有効な物質の発見が競争力を左右するので、その研究と知的所有権獲得に力を入れる。

2．1．2 細胞培養装置

高倍率の細胞培養を可能とし、また効率性・安全性を確保するには専用の培養装置が必要である。この分野に日本の得意とする自動化技術を適用して優位にたつことを目指す。

2．2 低侵襲治療ロボット

切開部を極力小さくし、患者の負担を少なく、かつ血管・神経などの重要器官の安全を確保するナビゲーション機能をもった手術ロボットは、QOLの向上・医療費の削減に有効であり、また日本得意の自動化技術が適用できる。

2．3 分析機器

電子線・核磁気共鳴・化学分析・質量分析などは日本の優位技術であり、B Tの研究開発機器としてあらためて計画することにより、B Tの基盤技術として市場拡大を目指す。

以上